平成１３年１月１日制定
東大規則第６０号
沿革

東京大学ハラスメント相談所規則

（設置）
第１条　東京大学（以下「本学」という。）に、東京大学基本組織規則第１８条の規定に基づき、東京大学ハラスメント相談所（以下「相談所」という。）を置く。
（業務）
第２条　相談所は、次の各号に掲げる業務を行う。
(1)　セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントその他のハラスメント及びこれらに類する人格権侵害（以下「ハラスメント」という。）並びにこれらに起因する問題（以下「ハラスメント等」という。）に関する相談
(2)　ハラスメント等の調整又は苦情処理手続に関する相談
(3)　ハラスメント等の防止のための相談
(4)　ハラスメント相談員の研修
(5)　ハラスメント等に関する相談窓口の連絡調整
(6)　ハラスメント等の防止のための諸企画の実施
(7)　その他ハラスメント等の苦情相談に関する業務
（所長）
第３条　相談所に所長を置く。
２　所長は、本学教授又は特任教授のうちから総長が指名する者をもって充てる。
３　所長は、相談所の業務を掌理する。
４　所長の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。
（副所長）
第４条　相談所に副所長を置くことができる。
２　副所長は、本学の教職員のうちから所長が指名する者をもって充てる。
３　副所長は、所長の職務を補佐する。
４　副所長の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。
（相談員）
第５条　相談所に、相談員を置く。
２　相談員は、所長の監督のもとに、第２条に規定する業務に従事する。
（運営委員会）
第６条　相談所の運営に関する重要事項を審議するため、相談所に運営委員会を置く。
２　前項の運営委員会について必要な事項は、東京大学ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）が別に定める。
（部局等に対する要請）
第７条　所長は、必要に応じて、各部局（東京大学基本組織規則第３章及び第４章に掲げる組織並

びに教育学部附属中等教育学校及び東京大学病院をいう。以下同じ。）に、事案対応への連携及び協力を求めることができる。

（相談所の業務に関する協力）

第８条　相談所は、必要に応じて、本部又は部局において設ける各種相談室等に対し、その業務について協力を求めることができる。

（所長の義務）

第９条　所長は、防止委員会が開催されるごとに、防止委員会に相談所の業務報告をしなければならない。

２　所長は、相談所が受けた相談の内容について、緊急かつ重篤な事案であって、多数の被害発生の蓋然性又は今後のさらなる事態の深刻化による危険性その他防止委員会への申立てが必要であると認める特別の事情がある場合は、防止委員会が別に定める手続に従い、東京大学ハラスメント防止委員会規則（平成２５年３月２８日東大規則第１１３号）第８条第２項第１号に定める申立てを行うことができる。

３　前項に規定する、所長が行う申立ての判断にあたっては、相談者及びハラスメントの被害を受けているとされる者の意向を十分に配慮しなければならない。

（相談者に対する遵守事項）

第１０条　相談員その他の相談所の業務を遂行する者（以下「相談員等」という。）は、相談所の業務を遂行するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　相談者の名誉、プライバシーその他の人格権を侵害することのないよう慎重に対処すること。

⑵　相談者の意向をできる限り尊重し、解決策を押し付けることのないよう留意すること。

⑶　相談者に対する救済や対応策を講じるにあたって、ハラスメントにあたるような言動を行ってはならないこと。

（相談員等の義務）

第１１条　相談員等は、在職期間中及び退職後において、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、法令による定めがある場合、所長が第９条第２項の定めにより防止委員会への申立てを行おうとする場合その他の正当な理由がある場合は、この限りではない。

２　相談員等は、関係者の名誉、プライバシーその他の人格権を侵害することのないよう、慎重に行動しなければならない。

（事務）

第１２条　相談所に関する事務は、本部関係各課の協力を得て本部労務・勤務環境課において処理する。

（補則）

第１３条　この規則に定めるもののほか、相談所の運営に関し必要な事項（第６条に定めるものを除く。）は、所長が定める。

附　則

この規則は、平成１３年１月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１６年６月９日から施行する。

附　則

この規則は、平成１９年１０月２５日から施行する。

附　則

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

沿革

東京大学ハラスメント相談所規則

体系情報

□第１編　組織及び運営
　▽第２章　プロボストオフィス、CFO オフィス及び委員会等
　　○第２節　委員会等

沿革情報

◆平成１３年　１月　１日
◇平成１６年　６月　９日
◇平成１９年１０月２５日
◇平成２１年　４月　１日
◇平成２２年　４月　１日
◇平成２５年　３月２８日
◇令和　２年　３月２６日
◇令和　７年　３月２７日
◇令和　８年　９月１５日